

開会の日 令和6年9月17日(火)
場 所 委 員 会 室

◆出席委員(6人)

委員長	上ヶ吹	豊 孝
副委員長	森	要
委員	野 村	勝 憲
委員	井 端	浩 二
委員	小笠原	美保子
委員	佐 藤	克 成

◆欠席委員(なし)

◆説明のため出席した者の職氏名

市長	都 竹	淳 也
副市長	藤 井	弘 史
商工観光部長	畑 上	あづさ
商工観光部次長兼商工課長	大始良	透
商工課長補佐兼商工係長	野 上	英 一

◆職務のため出席した事務局員

議会事務局長	岡 田	浩 和
書記	畠 中	みなみ

◆ 本日の会議に付した事件

・ 付託案件審査

議案第81号 飛騨市企業立地促進条例の一部を改正する条例について

(開会 午後1時00分)

◆開会

●委員長（上ヶ吹豊孝）

ただいまより、第8回産業常任委員会を開きます。本日の出席委員は全員であります。

会議録署名は委員会条例第30条の規定により、委員長がこれを行います。

当委員会に付託された案件は、お手元に配付の通りです。

審査に入る前にお願いします。委員のご発言は、まず挙手をし、院長の指名を受けた後、マイクを使い、自己の名前を教えてください。質疑は一問一答制とし、要領よく簡潔に行われますようお願いいたします。また、飛騨市議会会議規則第116条の規定により「発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。」こととなっておりますので、付託された議題に沿った質疑をお願いします。

次に、理事者側の説明において、議案の朗読を省略することといたします。また、部長以外の職員が説明及び答弁する場合は、委員長の指名を受けた後、課名と氏名を告げてから発言してください。以上、よろしく申し上げます。

◆付託案件審査 議案第81号 飛騨市企業立地促進条例の一部を改正する条例について

●委員長（上ヶ吹豊孝）

それでは付託案件の審査を行います。

議案第81号、飛騨市企業立地促進条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

（「委員長」と呼ぶ声あり） ※以下、この「委員長」と呼ぶ声の表記は省略する。

●委員長（上ヶ吹豊孝）

畑上商工観光部長。 ※以下、この議長の発言者指名の表記は省略する。

□商工観光部長（畑上あづさ）

それでは、議案第81号飛騨市企業立地促進条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

8ページをお願いいたします。用紙にて説明をいたします。提案理由は、助成金交付の対象要件及び額の変更に伴う改正でございます。

次に、条例の概要についてご説明いたします。企業の新設及び増移設等の助成金の支援について、新規雇用または増加雇用者を5人採用することを交付要件としておりますが、昨今の人手不足の状況下において5人の雇用は極めて困難な状況であることから、人数要件の緩和並びに助成上限額について今後の財政状況を踏まえ、見直すものです。交付の要件のうち投下固定資産の額については、2,700万円以上を2,000万円以上に、新規雇用または増加雇用5人以上を3人以上に、事業所等立地助成金の新設の場合は上限3億円を1億円に、増設及び移設の場合は上限3億円を3,000万円に、交付に際しての分割支払いを廃止するものです。

市民への影響等ですが、施行日以降、企業立地する事業者及び雇用者に影響がございます。そのため、施行日は現時点での相談状況と周知期間を考慮いたしまして、令和8年4月1日とさせ

ていただくものです。以上で説明を終わります。

●委員長（上ヶ吹豊孝）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（野村勝憲）

申請状況を見ますと、過去20年間で新設1件、増設1件、この2件だけだったんですけども、今年度から令和8年度までで移設が1件、増設3件、新設1件、全部で5件と記載されてます。私はこれじゃないかなと思ったんですが具体的には現在杉崎でやっている、株式会社東洋も移設で入っているのでしょうか。

□商工観光部次長兼商工課長（大始良透）

おっしゃられたとおり、令和6年度につきましては移設が1件、増設が1件ということでこちらにつきましてはすでに整備の方を終わっております。株式会社東洋と、あと増設につきましては渡辺酒造店でございます。

○委員（野村勝憲）

そうしますと、あと令和7年度、8年度なんですけども、増設は大学は関係ないと思いますけども、新設には大学、C o I Uも入っているという理解でよろしいのでしょうか。

□商工観光部次長兼商工課長（大始良透）

おっしゃられたとおり、C o I Uにつきましては令和8年度の新設1件のところに該当しております。

○委員（野村勝憲）

参考までに、令和7年度の増設2件も教えてください。

□商工観光部次長兼商工課長（大始良透）

令和8年度につきましてはまだ相談段階ということで企業名につきましては差し控えさせていただきますと思いますが、増設2件は食品の製造の企業が1社と、自動車部品製造の企業が1社でございます。

●委員長（上ヶ吹豊孝）

ほかにありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（上ヶ吹豊孝）

それでは、質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。本件は原案通り可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（上ヶ吹豊孝）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

以上で当委員会に付託されました案件の審査は終了いたします。

ここでお諮りします。ただいま議決しました1案件に対する委員会報告書の作成につきましては、委員長に一任いただきたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

●委員長 (上ヶ吹豊孝)

異議なしと認めます。よって委員会報告書の作成については委員長に一任することに決しました。

◆閉会

●委員長 (上ヶ吹豊孝)

以上をもちまして、第8回産業常任委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。

(閉会 午後1時08分)

飛騨市議会委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

産業常任委員会委員長 上ヶ吹 豊孝